

## 葛飾区旅行商品造成事業補助金交付要綱

令和4年9月7日  
葛産観第166号  
区長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、急激に落ち込んだ観光需要の喚起を図るため、葛飾区（以下「区」という。）を目的地又は経由地とする旅行商品を創成することを目的として予算の範囲内において交付する葛飾区旅行商品造成事業補助金に関し、葛飾区補助金等交付規則（昭和40年11月5日規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「旅行商品」とは、旅行会社があらかじめ、旅行の目的地、日程、運送等の旅行サービス内容及び旅行代金を定めた旅行に関する計画を作成し、旅行者を募集して実施する募集型企画旅行をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する登録を受けた者であつて、東京都内に本社又は主たる事業所を有するもの（以下「補助事業者」という。）とする。

2 次に掲げる者は、この要綱に基づく支援の対象としない。

- (1) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員（個人で申請する場合にあっては、その当該個人）が暴力団員等（葛飾区暴力団排除条例（平成24年葛飾区条例第19条）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っている者又はこれらに類する営業を行っている者
- (3) 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（法人その他の団体にあつては代表者を含む。）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第255号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立手続中であること（再掲計画等認可後は除く。）、私的整理手続中であること等事業の継続性について不確実な状況が存在している者
- (5) 国、都道府県、他の区市町村等からこの要綱と同様の趣旨又は目的で交付される他の補助金の交付決定取消等を受けている者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

### (補助対象事業)

第4条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業（以下「補助事業」

という。)は、次に掲げる全ての要件を満たす旅行商品を造成し、実施するものとする。

- (1) 区内を目的地又は経由地とすること。
- (2) 店舗、Web サイト、電話窓口等で販売すること。
- (3) 本区ならではの歴史、文化、芸術、自然、食、生業、交通等の文化観光資源を活用して区内の観光スポットを2箇所以上旅程に組み込むこと。
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて区内で営業を行っている飲食事業者での食事付きとすること。
- (5) 参加人数が10人以上（乗務員及び添乗員を除く。）であること。
- (6) 販売価格が5,000円以上（税込）であること。ただし、販売の実行性が認められるものに限ることとし、消費者が利用しやすい金額設定を心がけること。
- (7) 利用者を対象とした今後の旅行商品の造成に繋げるためのアンケート調査を実施し、利用者の50%以上の数のアンケート回収に努めること。
- (8) 視察又は研修旅行でないこと。
- (9) 宗教活動又は政治活動を目的とした旅行でないこと。
- (10) 必要に応じて感染症対策を講じていること。
- (11) 販売手法、販売実績、アンケート結果等をまとめた実績報告書を提出すること。

#### （補助対象経費及び補助金額）

第5条 一補助事業当たりの補助対象経費、補助金額及び補助上限額は、別表のとおりとする。

2 同一補助事業者への補助上限額は、1年度当たり80万円とする。

3 前項の規定にかかわらず、同一補助事業者に対して補助対象事業と認める数は、10を上限とする。

#### （補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を実施する前に葛飾区旅行商品造成事業補助金交付申請書（第1号様式）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに提出しなければならない。

#### （補助金の交付決定）

第7条 区長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは葛飾区旅行商品造成事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは葛飾区旅行商品造成事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助額は、第5条の規定により算出した額又は補助金交付申請額のいずれか低い額とする。

#### （補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、次の各号に定める申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ葛飾区旅行商品造成事業補助金変更（中止・廃止）承認等申請書（第4号様式）を提出し、区長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額の増額は認めない。

- (1) 事業に要する経費又は事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）
- (2) 事業の中止又は廃止

(変更等の承認)

第9条 区長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、葛飾区旅行商品造成事業補助金変更（中止・廃止）承認等通知書（第5号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 区長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は当該日の属する年度の3月10日（葛飾区の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条第1項に規定する休日に該当する場合は翌営業日）のいずれか早い日までに、葛飾区旅行商品造成事業補助金実績報告書（第6号様式）に同様式で定める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の実績報告の提出を受けた場合において、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、葛飾区旅行商品造成事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により補助事業者に対して通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第5条の規定により算出する額（1,000円未満の端数は切捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の請求)

第13条 前条の通知を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、葛飾区旅行商品造成事業補助金交付請求書（第8号様式）により区長に補助金の請求をするものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 本要綱に違反したとき。
- (4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをする場合において、葛飾区旅行商品造成事業補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 15 条 区長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(補助金の経理等)

第 16 条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、補助事業が完了する日の属する事業年度の翌事業年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、産業観光部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 7 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 17 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内容	補助金額	補助上限額
催行費	施設入館料、飲食費、 運送費、宿泊費その 他の催行に係る経費	1人当たり 3,000 円に旅 行商品参加者の人数を乗 じた額	40 万円